

# 重要事項説明書

## ～生命傷害共済のご契約にあたって～

この説明書は、ご契約に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたいものをまとめたものです。必ずお読みいただき、内容をご確認のうえ、ご契約くださいますようお願いいたします。

また、3. ご契約に際しての重要事項以降については、「約款」に記載されておりますので、あわせてご確認ください。

なお、ご契約者以外に生命傷害共済をご利用いただく方（被共済者）がいらっしゃる場合には、その方にもここに記載されたことがらをお伝えください。

### 1. ご契約に際してのご了解事項

#### ■ 個人情報の取扱いについて

当組合は、共済契約申込書の項目にご記入いただく氏名・性別・生年月日・住所・電話番号・健康状態などお預かりする個人情報を適切に取り扱い、下記のとおり安全管理に努めますので、趣旨をご理解のうえ、あらかじめご了承ください。

#### (1) 個人情報の利用目的について

当組合は、ご契約者から提供された情報について、共済制度の健全な運営とサービスの提供等のため、次の目的の達成に必要な範囲において利用させていただきます。

- ① 共済契約の引受け、管理・履行、共済金の支払および付帯サービスの提供。
- ② 共済事故の調査（医療機関・当事者等の関係先に対する照会等を含みます。）。
- ③ 当組合、福島県火災共済協同組合、全国中小企業共済協同組合連合会、全日本火災共済協同組合連合会、全国共済商工協同組合連合会のほか、当組合の提携先企業・団体等の共済商品・金融商品・各種サービスの案内・提供。

#### (2) 個人情報の第三者提供について

当組合は、ご契約者から提供された情報について、共済制度の健全な運営のため、個人情報の保護に関する法律、その他の法令等に規定されている場合のほか、次の場合についても第三者に提供させていただきます。

- ① 上記（1）に定める利用目的の範囲内において、福島県火災共済協同組合、全国中小企業共済協同組合連合会・全日本火災共済協同組合連合会・全国共済商工協同組合連合会のほか、当組合の提携先企業・団体等と共同利用する場合。
- ② 共済契約の適正な引受け、共済金の適正な支払および不適切な共済金の請求等を防止するため、共済団体・保険会社等の間において、共済契約、共済事故、共済金請求または共済金支払等に関する情報を交換する場合。
- ③ 共済金の適正かつ迅速な支払を行うために必要な範囲内の情報を、医療機関・調査会社、共済団体・保険会社・当事者等の関係先に提供する場合。
- ④ 再共済契約の締結または再共済金の受領等のため、再共済取引先に対して再共済契約上必要な情報を提供する場合。

なお、ご契約者および被共済者が上記の内容にご同意いただけない場合には、生命傷害共済をお引き受けすることができませんので、ご確認ください。

### 2. 生命傷害共済について

生命傷害共済には、次の共済契約があります。

- |                    |                    |
|--------------------|--------------------|
| (1) 生命傷害共済契約       | (2) 傷害共済契約         |
| (3) 生命共済契約         | (4) 生命傷害共済新特約契約    |
| (5) 生命傷害共済セット特約契約  | (6) 生命傷害共済セット特約Ⅱ契約 |
| (7) 新傷害共済契約        | (8) 大型傷害共済契約       |
| (9) 生命傷害共済セット特約Ⅲ契約 |                    |

### 3. ご契約に際しての重要事項

#### ■ 申込時における注意事項

ご契約者をご記入される申込書の項目のなかの被共済者の氏名、生年月日および申込日現在の被共済者の健康状態などの重要な事項について、ご報告がないときや事実と違うことをお知らせいただいたときには、共済金をお受け取りにできない場合や、組合がご契約を解除させていただく場合がありますので、申込書には誤りや漏れのないように正しくご記入して下さい。

なお、高額契約（共済金額300万円を超えるもの）を希望される方については、当組合所定の健康状態通知書が必要となりますのでご記入、ご捺印のうえ、申込書といっしょに当組合に提出してください。

#### ■ 共済金額のご確認

生命傷害共済には、被共済者の年齢によってご契約できる金額に限度がありますので、ご契約の際は限度を超えない範囲でお申し込みください。

また、限度を超えた部分の共済金額は、無効となり、共済金をお支払いすることはできませんのでご注意ください。

### 4. ご契約内容について

#### ■ 生命傷害共済契約の保障内容

被共済者が傷害または災害によって死亡、高度障害および後遺障害になった場合のほか、疾病による死亡、高度障害

になったときに保障します。また、この共済契約には、医療共済金給付特約を付加して契約することができます。

■ 生命傷害共済契約の保障開始

生命傷害共済契約は、共済掛金を払い込んだ日の翌日の午前零時から保障を開始します。

■ 生命傷害共済契約の更新継続

ご契約期間満了の日から2週間前までに、ご契約者からの申し出がない場合、ご契約は更新継続されます。

■ 傷害共済契約との重複加入

生命傷害共済契約は傷害共済契約との重複加入をすることができます。

■ 共済掛金の払込方法

共済掛金は、申込と同時に払い込まなければなりません。ただし、1ヶ月、3ヶ月および6ヶ月の分割払をすることができます。

分割払の場合、払込期限は、応当月の末日までとし、期限までに払込みがない場合、共済契約は失効となります。

また、死亡共済金を支払うときに未納分があれば徴収します。

■ 共済掛金の払いもどし

組合は、すでに受け取った共済掛金は払いもどしません。ただし、ご契約者に責任のない事由または正当な理由による場合は、無効の場合には共済掛金の全額を、解除または被共済者の脱退の場合には、書面による届出のあった月の翌月から起算した未経過期間に対し、月割計算による共済掛金を払いもどします。

5. ご契約後の重要事項

■ ご契約内容の変更

ご契約内容に次のような変更が生じる場合には、必ず事前に組合または取扱代理所にご通知ください。ご通知がないと、変更後に生じた事故については共済金をお支払いできない場合があります。

- (1) 契約者の住所等を変更するとき
- (2) 被共済者の氏名等を訂正するとき

■ 事故発生のご連絡

病気・けがにより事故が発生した場合には、ただちに組合または取扱代理所にご連絡ください。

■ 共済金をお受け取りになれない場合

次のような場合などは、共済金をお受け取りになれません。

- (1) 戦争、変乱の場合
- (2) 被共済者の自殺（生命傷害共済契約および生命共済契約については、加入後1年以上経過した場合、ご契約の共済金額相当額をお支払いいたします。）
- (3) 共済金受取人または被共済者の故意による場合ならびに犯罪行為、刑の執行または拘留もしくは入監中に生じた事故による場合
- (4) 過去の病歴（病名、治療期間など）、現在の健康状態、身体の障害状態など当組合がおたずねすることについてありのままを正しくご報告されない場合
- (5) 申込日現在、医師の治療を受けていたことが判明した場合
- (6) 申込後1年以内に、次の疾病を直接の死因として死亡または高度障害となった場合で、申込日現在その疾病について医師の治療を受けていなかったことが証明されない場合  
悪性新生物（癌、肉腫）、心臓病、血液病、結核、胃または腸腫瘍、肝臓病、高血圧、糖尿病、腎臓病

上記以外にも共済金をお支払いできない場合や、契約を解除させていただく場合がありますので、詳しくは、「約款」をご確認ください。

6. その他の重要事項

■ 共済契約証書および共済掛金領収書の保存

共済契約証書および共済掛金領収書は大切に保存してください。

■ 組合は、異常災害等その他の事由により損失金をてん補するため、共済金を削減、または共済掛金を追徴することがあります。

ご契約に当たりましては、上記の重要事項説明および生命傷害普通共済約款を十分にご確認・ご了解のうえ、共済契約申込書をご提出ください。

なお、申込書にいただく契約申込印は、この重要事項説明をお受けになられた印も兼ねておりますので、ご了承ください。

福島県中小企業共済協同組合